

広島県告示第八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字多田字大畑五九八の九〇、五九八の九二、五九八の一〇〇、五九八の一〇一、五九八の一〇三、五九八の一〇六から五九八の一〇八まで、五九八の一〇〇、五九八の一〇一、大字菅澤字石ヶ谷滝山八五三の一、八五三の二、大字麦谷字ススイ谷迫山二一の一三四、二一の一三五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕